

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定
土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
土地改良事業の認可 (三件)
土地改良区の役員就退任
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 甲種火薬類取扱保安責任者試験等の実施

告 示

鳥取県告示第六百十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百十二号

昭和四十八年七月二日付で北条町長から申請のあつた土地改良(米里地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十八年九月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
北条町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十三号

昭和四十八年六月二十六日付で中山町長から申請のあつた土地改良(退

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十八年八月十日	谷口クリニク	鳥取市二階町二丁目二〇六

休寺地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十四号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(藤井谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八條第一項の規定に基づき昭和四十八年八月二十八日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百十五号

大原土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(大原地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八條第一項の規定に基づき、昭和四十八年八月二十八日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百十六号

河原町長から申請のあつた町営土地改良(小河内地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年八月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

浜坂土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山根 憲次郎 鳥取市浜坂五九六番地

森田 鶴男 四五二〇

神崎 一郎 一七八〇

中田 雅吉 四五〇〇

米原 嘉博 四四一〇

桶谷 一郎 五八六〇

林 勲 五九一〇

米原 壽男 四六八〇

米原 虎治 四一六〇

須崎 利忠 四四〇〇

山根 正 四〇三〇

伴 松次郎 五四八の一〇

山根 博太郎 五九六〇

須崎 弘行 三八三〇

山根 俊男 四六二〇

任期満了により退任

浜坂土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 山根 憲次郎 鳥取市浜坂五九六番地

森田 鶴男 四五二〇

中田 雅吉 四五〇〇

林 勲 五九一〇

桶谷 一郎 五八六〇

山根 正 四〇三〇

山根 博太郎 五九六〇

山根 俊男 四六二〇

須崎 弘行 三八三〇

米原 秀蔵 四〇四〇

伴 光雄 五四八の一〇

神崎 一郎 一七八〇

米原 壽男 四六八〇

米原 虎治 四一六〇

須崎 利忠 四四〇〇

昭和四十八年六月十六日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、
昭和四十八年六月二十五日就任 任期四年

尚徳三ヶ堰土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 谷本 禮 米子市榎原三三九五ノ一

小村 勝美 八一五〇

谷本 尚 青木五五〇

山川 文夫 橋本一九二〇

岩崎 一 榎原七四七

山脇 浩 五九三〇

鷺見 謙吉 大袋三五四

監事 岡 俊 隆 榎原四五七
 " 江原勝美 " 青木五〇四
 " 山川 栄 " 橋本二〇六
 江原勝美は任期満了により退任、その他の者は本人のつごうにより昭和四十八年五月二十日辞任

尚徳三ヶ塚土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 富夫 米子市青木五五五ノ三
 " 岡 俊 隆 " 榎原四五七
 " 高田 茂 " 一四三八
 " 乗本貞雄 " 橋本二五七
 " 加藤 幡 敏 " 三五四
 " 岩指 実 " 榎原一九〇ノ一
 " 鷺見松次 " 大袋三三四ノ三
 " 乗本吉郎 " 橋本二六一
 " 十祖 頼 " 榎原八三一
 監事 渡部 芳夫 " 一九六
 " 加藤 孝己 " 橋本二七一
 " 長谷川 芳美 " 青木五一〇
 " 江原 明 " 九六六
 昭和四十八年六月三日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年六月十日就任 任期四年

大原千町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 野口 敏智 西伯郡岸本町大原五七九の一
 " 西木 孝義 " 久古六二二
 " 後藤 弘 " 大原四六一
 " 谷口 操 " 番原五八九
 " 嵐 嘉男 " 真野九三八の三
 " 清水 英一 " 須村八〇八
 " 浅田 正文 " 番原五九三
 " 山崎 鎮雄 " 久古一四二三の一
 " 大垣 勇 " 真野五四九
 " 藪中 昭 " 丸山一三〇の二
 " 山崎 裕 " 久古二二の一
 " 小西 護郎 " 丸山二一一
 " 亀田 衛 " 須村五九〇
 監事 山口 才藏 " 六〇二
 " 後藤 幸 " 大原四五七
 土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十八年七月五日就任 任期第一回の総会まで
 八幡池土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 田中 源五郎 鳥取市覚寺四一〇
 " 田中 久蔵 " 三九九

池原増蔵 三五〇〃
 昭和四十七年六月二十四日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、
 昭和四十八年七月九日就任 任期四年

五ヶ井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山口才蔵 西伯郡岸本町須村六〇二
 仲田敏夫 番原六一
 松原好之 福原一五一〇
 潮満 大原四三〇
 下村衛 真野五五九
 西木孝義 久古六二二
 谷口操 番原五九九

任期満了により退任

五ヶ井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 山口才蔵 西伯郡岸本町須村六〇二
 仲田敏夫 番原六一
 松原好之 福原一五一〇
 後藤幸 大原四五七
 下村衛 真野五五九
 後藤覚平 大原五七五
 小谷亮逸 須村六〇八

昭和四十八年四月二十九日開催の総選挙の結果当選し昭和四十八年五月
 八日就任 任期二年

久末土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 谷口富士隆 鳥取市久末二五九番地
 山根敏明 二二一番地
 福田博愛 古郡家一二九の一番地
 植垣近雄 越路六三七〃
 山田益次郎 美和一四三番地
 山田巖 古郡家六〇の一〃
 山田薫 久末二一八〃
 谷口薫 古郡家一三二〃
 福田壽男 古郡家一三二〃

任期満了により退任

久末土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 谷口富士隆 鳥取市久末二五九番地
 福田博愛 古郡家一二九の一〃
 植垣近雄 越路六三七〃
 山田峰雄 美和一二二〃
 山田秋喜 久末二三〇〃
 山本義太郎 二二三二〃
 谷口薫 二一八〃

福田壽男 古郡家一三二

昭和四十八年七月十四日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年八月一日就任 任期四年

東郷湖周辺土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山下義春 東伯郡羽合町大字南谷三五一番地

昭和四十八年七月三十一日組合員資格喪失により退任

中山町土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 徳永茂男 西伯郡中山町羽田井一九八番地

尾古久雄 一七九

林原輝雄 東積三九四

山崎高義 八重一五九

黒見良治 樋口一四五

国谷信照 石井垣一八八

長田菊治 潮音寺一一五

江原和夫 栄田三三三

野川喜義 田中五二六

佐伯勇 田中一〇五五の一

中川寿次 田中七七二の一

村本彰次 御崎三二一

西本敏重 御崎一一〇

中川岩蔵 田中七二六

理事 沢田芳助 中山町田中四五一の四

平谷光信 下甲三一二

船越孝治 赤坂四〇三

富岡稔 赤坂三二六

柏尾竹雄 塩津七〇〇

高口若光 殿河内三九八

西山国雄 上市二七一の一

橋井嘉市 岡六二二

豊島稜三 下市五〇〇

砂田玄一 松河原一二一

田中重光 東伯郡赤碕町梅田一五三

監事 当別当 潔 西伯郡中山町束積七五

円岡藤四郎 下甲三一四

高見正 塩津二四六

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十八年七月十七日就任 任期第一回総代会まで

大原千町土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 野口敏智 西伯郡岸本町大原五七九の一

西木孝義 久古六二二

後藤弘 大原四六一

谷口操 番原五八一

大原千町土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 野口敏智 西伯郡岸本町大原五七九の一
 久古六二二
 大原四六一
 番原五八九
 真野九三八の三
 須村八〇八
 番原五九三
 久古一四二三の一
 真野五九九
 丸山一三〇の二
 久古二二の一
 丸山二一一
 須村五九〇
 六〇二
 久古一五一〇
 大原四五七
 任期満了により退任
 監事 山口才蔵 久古一五一〇
 松原好之 六〇二
 後藤幸 大原四五七

真野九三八の三
 清水英一
 浅田正文
 山崎鎮雄
 大垣勇
 山崎裕
 小西護郎
 龜田衛
 監事 山口才蔵
 松原好之
 後藤幸
 大原四五七

北条町土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 岸田喜代治 東伯郡北条町大字土下一九六
 島六五七―五
 曲五五三
 弓原六一七
 三六八
 土下二〇六
 米里二九九
 松神八二九―一
 下神七三六一―
 北尾四六〇
 田井四〇四
 大原四五七
 久古一五一〇
 須村六〇二
 須村五九〇
 丸山二一一
 丸山一三〇の二
 久古二二の一
 大野五九九
 山崎裕
 大垣勇
 昭和四十八年七月二十七日開催の総会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年七月二十八日就任 任期四年

大垣勇
 山崎裕
 籾中昭
 小西護郎
 龜田衛
 監事 山口才蔵
 松原好之
 後藤幸
 北条町土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 岸田喜代治 東伯郡北条町大字土下一九六
 島六五七―五
 曲五五三
 弓原六一七
 三六八
 土下二〇六
 米里二九九
 松神八二九―一
 下神七三六一―
 北尾四六〇
 田井四〇四
 大原四五七
 久古一五一〇
 須村六〇二
 須村五九〇
 丸山二一一
 丸山一三〇の二
 久古二二の一
 大野五九九
 山崎裕
 大垣勇

引田鉄一 江北九一

松本秋 六二一

生田貢 五四三

石井末太郎 一七二〇

磯江豊 一九八九

野峰友一 国坂四二八

岡本儀蔵 二五一

松尾六蔵 七七七

榊田一成 江北二四六一

谷本正和 曲三一六

浦島仁 江北五九五

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十八年三月十九日就任 任期第一回総代会まで

福部土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 皆川浩輝 岩美郡福部村大字湯山三

森本久男 八一六

水野忠治 六八六の六

小谷政美 一四三五の一

石谷米太郎 海士六三五

岸本幸一 五四六

横山英太郎 細川三四三

谷本輝 三四〇の一

村上剛毅 岩戸一の三

上田晰雄 一一七

早野元次 岩戸八の二

浜本助市 海士五二二

橋本敦郎 湯山七三

昭和四十八年八月十日開催の第一回総代会で役員選挙が行なわれたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により、昭和四十八年八月十日退任

福部土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根秀雄 岩美郡福部村大字細川三三六

皆川浩輝 湯山三

森本久男 八一六

水野忠治 六八六の六

小谷政美 一四三五の一

石谷米太郎 海士六三五

岸本幸一 五四六

横山英太郎 細川三四三

谷本輝 三四〇の一

村上剛毅 岩戸一の三

上田晰雄 一一七

早野元次 八の二

浜本助市 海士五二二

橋本敦郎 湯山七三

昭和四十八年八月十日第一回通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年八月十七日就任 任期四年

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 雄

- 一 日時 昭和四十八年九月十二日 午後二時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 教育委員会事務局職員勤務評定規程の一般改正について
(2) その他

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和48年 8 月31日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類及び方法

(1) 試験の種類

- ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験
- イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

- ア 筆記による学科試験
- イ 火薬類取締に関する法令
- ロ 一般火薬学

1 面接による人物試験

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日

昭和48年10月28日（日曜日） 午前10時から12時30分まで

(2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真
- (4) 戸籍抄本

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県火薬保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和48年9月19日から昭和48年9月28日まで

(郵送による場合は、9月28日までの消印があるものは有効とする。)

9 受験票

受験願書を受け付けたときは、受験票を交付する。